

第6回岐阜地方裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成17年11月11日(金)午後1時30分
- 2 開催場所 岐阜地方裁判所法廷棟予備室
- 3 出席委員 大野嘉弘委員, 斎藤茂委員, 島谷信子委員, 鈴木雅雄委員, 土屋哲夫委員, 藤澤隆子委員, 松井逸朗委員, 三宅俊一郎委員, 山崎寿美枝委員, 山本耕委員(五十音順)

(事務担当) 岐阜地方裁判所事務局長立川忠, 同総務課長村瀬賢治, 岐阜地方裁判所刑事首席書記官堀部林, 同刑事訟廷管理官高橋克郎

4 議事内容

(1) 議事に入る前に, 刑事事件の裁判(業務上過失致死傷被告事件)の傍聴を実施した。

(2) 委員長あいさつ

(3) 国民に分かりやすい裁判について

ア 刑事裁判を傍聴しての全体的な感想

【できる限り平易な言葉を使ってほしいとの意見】

○ 裁判の進め方や言葉遣いは, 全般に予想していたより分かりやすかったが, 時に言葉が早くなったり, 専門用語が出てくる等, 内容が分かりづらい部分もあった。

○ 例えば, 「甲○号証」と言われてもイメージを持ってないし, もう少し理解しやすい言葉を使用した方が良いと思う。

(裁判官委員)

裁判員制度が始まれば, 専門用語は使わず平易な言葉を使い, 話し方も早口にならないように審理が変わっていくことが予想される。

【朗読する文章が長すぎるとの意見】

○ 起訴状を朗読する際に, 公訴事実が1文で非常に長いので, もっと短い文章を積み重ねた方が聞いていて分かりやすいと思う。

(裁判官委員)

起訴状については, 犯行の日時, 場所, 態様等が漏れなく記載でき

るサンプル書式に沿って伝統的に長い文章となっている。1文が長すぎる文章は悪文と言われるように、確かに言葉を切った方が分かりやすいという場合もあると思われる。

最後に検察官と弁護人が述べる意見は、検察官は刑を重くし、弁護人は刑を軽くするために、主観的な表現が入ったり、やや誇張した修飾語を使ったりしている。法曹関係者はそういう言葉に慣れてしまって、日ごろ当たり前のようになっている。

(弁護士委員)

「慚愧に耐えない」とか被害者のために言ってあげたい言葉もある。弁護人としては、傍聴席にいる人に向かって言葉を使ったり、被害者が傍聴席にいる場合には被害者の心情を配慮する等、分かりやすさだけでいけない場合もある。

(裁判官委員)

判決書については、裁判官によって幅はあるが、全体的に従前より分かりやすい言葉が使用されるようにしている。

【裁判員制度に絡めた感想】

- 自分が裁判員になったと仮定して傍聴したが、有罪無罪の判断のほかには、量刑を判断するに当たって、様々な情状をどう考えるのかが大変なことだという印象を受けた。
- 裁判員として難しい事件に当たったら、精神的に耐えられないと思った。同じようにストレスを感じる人もいると思うが、裁判員の仕事を終えた後のフォローがあるんだろうかと思った。

(弁護士委員)

傍聴した事件はいつもよりゆっくりした審理だった。裁判員制度が始まれば、もっと丁寧に、争いがある場合はさらに丁寧に審理しないと、裁判員には分かりづらいと思われる。

【刑事裁判の進め方に関する意見】

- 弁護人が証人や被告人を叱っていた場面があった。教育しようという気持ちがあったのかもしれないが、もともと話すのが苦手な人であったら、余計に萎縮して話せなくなると思う。

○ 裁判官の審理の進め方がちょうど小さな座談会の進行に似ていて、気さくにフォローする等、正直ほっとした面がある。弁護人として、被告人が本当に大変なことを起こしてしまったということを引き出せなかったもどかしさがあったと思う。

(弁護士委員)

弁護人としては、単に被告人の刑を軽くすればよいということだけでなく、被告人を何とか更生させようという思いから、被告人に厳しく言うこともあり得る。傍聴した事件についても、交通事故をもう2度と起こさないようにという思いから厳しく言ったものと思われる。

イ 個別に問題提起したテーマについての意見

【証人尋問の際に、弁護人や検察官は立って質問するのに対し、証人は座って答えていることについて】

- 証人にとっては威圧感を受けるように思われる。証人が落ち着いて答えられるよう、話しやすい雰囲気にはできないか。
- 証人が立ったままだと却って緊張するという面もあると思われる。
- 検察官や弁護人の方が座って質問するということでも良いのではないか。

【証人が中央で前に向き、訴訟関係人が横から尋問する方式について】

- 証人の表情や態度が裁判官から見えた方がよい。
- 速記が入る場合には、証人が前を向いていた方が記録しやすいと思う。
- 証人席が被告人が話す場所と同じだと、自分が取調べを受けている印象を持つのではないか。
- 裁判をする裁判官の方を向いて話すのがやはり自然だと思う。

【証人の声が小さくて聞きづらい場合の対策について】

- 証人の声が小さいと聞こえないので、ピンマイクを付けてはどうか。
- マイクがあると、証人が余計緊張すると思う。

【裁判員が入った場合、裁判官と裁判員が着席する壇の高さについて】

- 法廷で裁判官が一段高い所にいるが、裁判員が入ったら他の入廷者と同じ高さでもいいのではないか。

(裁判官委員)

法廷全体の安全に配慮する必要などがあって、法壇は一段高く法廷全体が見渡せるようになっている。ただ、裁判員制度用に改修される予定の法廷については、裁判官と裁判員が並ぶ法壇は、もう少し低く設置することが検討されている。

【被害者遺族が法廷に遺影を持ってくることについて】

- 遺影を見せると被告人は動揺すると思う。

(裁判官委員)

特に被告人が事件を争っている場合には、遺影を前面に掲げると被告人に心理的圧迫を与えることがあるし、ガラス製の額に入っているとそれが凶器になることもあり得る。こうした点に配慮しながら、常識的な範囲であれば遺影の持込みを認めることも多いと思われる。被害者遺族が座る傍聴席の位置にも配慮している。

【裁判は基本的に誰でも自由に傍聴できることについて】

- 事件関係者の家庭の状況などが公にされてしまうので、プライバシーの保護についても考える必要があると思う。

(裁判官委員)

裁判を公開して公正な裁判を実現するという要請が一般には優先される。ただ、被害者のプライバシーにも配慮する必要があるので、事案により公開を停止したり、衝立で証人を遮へいしたりといった措置をとる場合もある。また、性犯罪の被害者については固有名詞を読み上げないといった配慮をする場合もある。

(4) 次回の委員会のテーマ等

テーマを「裁判員裁判の審理について」とする。裁判員模擬裁判を実施し、委員の方に裁判員を体験してもらうなどして、裁判員が参加した刑事裁判の審理のあり方について意見をうかがう。

(5) 次回開催日時

平成18年6月9日(金)午後1時30分